

令和元年5月16日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂井	明子
事務局参事兼次長	秋山	勲
主任	信國	美保子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
税	務	丸山	隆
環	境	牛島	憲治
人	権	橋本	秀樹
子	育	平島	英敏
介	護	橋本	妙子
商	工	仁賀木	大助
学	校	中島	賢二
監	査	金納	恵理
黒	木	月足	稔
立	花	中島	強
上	陽	大坪	公治
矢	部	木田	博徳
星	野	向	智宏

議事日程第2号

令和元年5月16日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 八女地区消防組合議会議員の選挙
- 第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙
- 第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙
- 第5 議案上程・説明
- 第6 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 八女地区消防組合議会議員の選挙
- 第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙
- 第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙
- 第5 議案上程・説明
- 第6 議案審議
 - 報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）
 - 議案第36号 専決処分について（八女市介護保険条例の一部を改正する条例）
 - 議案第37号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第39号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第40号 工事請負契約の締結について
 - 議案第41号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第42号 令和元年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第43号 監査委員の選任について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。お知らせします。議案、委員会構成一覧、議席表、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

これより八女地区消防組合議会議員、公立八女総合病院企業団議会議員、八女中部衛生施設事務組合議会議員、八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。本会議を暫時休憩し、全員協議会に切りかえます。

午前10時1分 休憩

[全 員 協 議 会]

○議長（角田恵一君）

全員協議会を開催いたします。

それぞれの一部事務組合議会議員については、各常任委員会から推薦がっておりますので、御報告いたします。

八女地区消防組合議会議員に7名、角田恵一議員、栗原吉平議員、服部良一議員、井上賢治議員、森茂生議員、寺尾高良議員、牛島孝之議員。

公立八女総合病院企業団議会議員に5名、萩尾洋議員、川口誠二議員、中島信二議員、高橋信広議員、高山正信議員。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に5名、田中栄一議員、萩尾洋議員、川口誠二議員、高橋信広議員、高山正信議員。

以上、御報告いたします。

以上で全員協議会を終わります。

午前10時2分 再開

○議長（角田恵一君）

全員協議会を終わり、本会議を再開いたします。

日程第1 八女地区消防組合議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第1. 八女地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女地区消防組合議会議員に角田恵一議員、栗原吉平議員、服部良一議員、井上賢治議員、森茂生議員、寺尾高良議員、牛島孝之議員、以上の7名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました7名の議員を八女地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、7名の議員が八女地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された7名の議員に本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第2. 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

公立八女総合病院企業団議会議員に萩尾洋議員、川口誠二議員、中島信二議員、高橋信広議員、高山正信議員、以上の5名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を公立八女総合病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、5名の議員が公立八女総合病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された5名の議員に本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第3. 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に田中栄一議員、萩尾洋議員、川口誠二議員、高橋信広議員、高山正信議員、以上の5名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を八女中部衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、5名の議員が八女中部衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された5名の議員に本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第4. 八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女西部広域事務組合議会議員に中島信二議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました中島信二議員を八女西部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中島信二議員が八女西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された中島信二議員に本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第5 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第5. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案8件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、計9件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、令和元年第2回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今臨時会に提案いたします案件は、報告1件及び議案8件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号、八女市本町の飲食店駐車場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成31年2月25日午前8時45分ごろ、可燃ごみ収集運搬中、可燃ごみステーションがある飲食店駐車場に進入した際に、駐車場入り口に埋設してある上下式駐車場ポールに公用車の下部が接触し、ポールを損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として63,720円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

議案第36号、八女市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、関係規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、低所得者の保険料軽減強化の拡充に関する規定の整備でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第37号、八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人市民税に係る住宅借入金特別控除の控除期間の延長や軽自動車税の特例に係る規定の整備等でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第38号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、監査委員は議員のうちから選任しないとする改正内容の八女市監査委員条例の一部を改正する条例が5月10日から施行されることに伴い、報酬額等の見直しを図るものでございます。

監査委員の報酬額につきましては、従来は議会選出者と識見を有する者の2種類に区分さ

れていましたが、条例の改正により識見を有する者のみになるため、代表監査委員と代表監査委員以外の監査委員の2種類に区分して、それぞれの報酬額を定めるものでございます。

議案第39号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人市民税のふるさと納税に係る特例控除の規定の整備や単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加、軽自動車税における環境に優しい自動車に対する特例の期間延長等でございます。

議案第40号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

八女市立北山保育所建築工事を施工するため、指名競争入札を実施しましたところ、立花鉄工建設株式会社を工事請負人に決定いたしました。

本案は、立花鉄工建設株式会社と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、1,245千円を追加し、総額は36,445,245千円となります。

補正の内容につきましては、議員選任監査委員の任期満了に伴い、新しく識見選任監査委員を選出することによる委員報酬の変更に伴う増額でございます。

議案第42号 令和元年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、85,900千円を追加し、総額は87,948千円となります。

補正の内容につきましては、平成30年度の決算が赤字になる見込みでございますので、令和元年度会計から繰り上げ充用をお願いするものでございます。

赤字の理由といたしましては、平成29年度への繰り上げ充用及び貸付償還金の未収入でございます。

議案第43号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、監査委員は議員のうちから選任しないとする改正内容の八女市監査委員条例の一部を改正する条例が5月10日から施行されたことに伴い、議会選出の井上賢治監査委員の後任として、浅田秀敏氏を監査委員に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから市議会の同意を得て選任することとなり、任期は4年とされております。

浅田氏は、昭和47年に黒木町役場に入庁され、企画課長、総務課長などの要職を歴任されました。

八女市との合併後は黒木総合支所長として勤務され、平成24年3月に定年退職後、平成26年10月から平成30年10月まで八女市公平委員として御尽力をいただきました。

また、平成24年10月から保護司として現在も御活躍されております。

浅田氏は人格、識見ともにすぐれ、監査委員として適任であると存じます。

議会におかれましても十分に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第6 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第6. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

専決処分ですけれども、総務部長にお聞きします。

要するに、この事故が専決処分ということで、1年に何度か出てきます。職員の教育をしますと今まで聞いておりますけれども、なかなかこの事故がなくなりません。当然、不注意とかありますけれども、今後、事故ゼロにするためにどのような方法をとられるのか。実際、今までも職員に対するいろいろな啓発はあったかもしれませんが、こういうふうに現実に起こっておりますので、総務部長のお考えをお願いします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

職員の交通安全対策を所管する者として、たびたび議会に事故の報告をさせていただくということで、大変重く受けとめておりますし、申しわけなく思っておりますのでございます。

常々、注意喚起、指導等を実施していることは、これまでも申し上げているところですが、交通事故の発生内容というのが、やはり意識的不注意、そういう部分が多くを占めているということは認識しているところでございます。ですので、各職場で職員が運転する際の声かけ、事故を絶対起こさないという職場の雰囲気をつくり出すということが重要だと

考えておりまして、現在、各職場を私のほうで回らせていただきまして、朝の朝礼時に注意喚起をさせていただいているということで、一日一日を無事故に終わらせると、そういう取り組みを地道に取り組んでいこうと思っているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

今後、こういう専決処分がないように期待しまして、質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第36号 専決処分について（八女市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（松崎辰義君）

この条例、読ませていただきましたし、資料も見ましたけれども、なかなか内容がわかりづらい、わかりませんので、もう少しかみ砕いた説明をお願いしたいと思います。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

松崎議員の質問にお答えいたします。

平成27年度に介護保険法の改正があつておりまして、平成27年度に低所得者の保険料を軽減する仕組みが創設されておるところでございます。今回、その軽減を拡充するものでございます。

平成30年度までは、消費税10%の導入が延期されてきたことから、介護保険料の所得段階の1段階のみ一部軽減が実施されておりました。今般、本年10月から消費税10%が実施予定ということから、今年度の低所得者の介護保険料は、来年度以降は軽減が完全に実施される予定ですが、その軽減幅の半分の水準で実施するように介護保険法施行令の改正が行われました。そのため、八女市介護保険条例の中で、所得段階の1段階から3段階までの保険料の軽減について拡充する改正を行ったものでございます。

具体的に申しますと、条例のほうでは年額で決められておりますけれども、基準月額が介護保険料は今7期の計画の中では6千円となっておりますけれども、1段階の方について、その軽減が実施される前は月額が3千円というところですが、平成30年度まではそれが一部軽減をされておまして2,700円、令和元年度、今年度につきましては2,250円ということになります。2段階につきましては、平成30年度までは4,200円、それを令和元年度

で3,450円に、第3段階につきましては、今まで月額4,500円だったものを4,350円に軽減をするものでございます。対象者は約7,400人、全体の34%でございます。

○21番（松崎辰義君）

大体わかりましたが、消費税が10月から10%になる対応ということですがけれども、10月から実質的には10%になって、こういう低所得者層にとっては非常に厳しい状況になるのではないかと。ですから、なぜ減額の2分の1なのか。本来であれば、きちんと当初から減額すべきではないかと思いますが、そのわけはどういうことでしょうか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

この軽減に要する国の財源が消費税ということになってきますので、消費税導入が10月から実施予定ということで、今年度につきましては1年間の半分ということで、最高の軽減幅の半分の軽減すると法律のほうで改正されましたので、それに応じて今年度については半分の幅まで改正をしているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

大体わかりました。国の法律ですから、10月というところとちょうど6カ月ですね。消費税が導入される前とその後導入されてから、財源的に考えれば本来の軽減幅の2分の1することによって財源を確保していこうということだろうと思いますけれども、それはわかりませんが、提案理由でも、低所得者の保険料軽減強化の拡充という点から見れば、実際に10月から上がってしまえば——その前から今いろんな物価というのも上がっております。高齢者の年金というのも前から比べれば下がっております。そういう中で、10月からさらに厳しくなると思います。それについて、じゃ、自治体として何か手だてはないのかということになるかと思うんです。ここはあくまでも国の法律でやっていますけれども、この法律を受けて自治体として考えなかったのか。その点は——3月末ぐらいに来ていますから、なかなかいろんなことをやっていくとまという部分では厳しかったかと思いますが、今回、例えば10月から、そういうことも視野に入れながらされているのか、そういうことは一切考えられないものか、自治体としての考え方があるのかどうか、お願いします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

今回のこの改正におきまして、改めて高齢者の低所得者についてということで、この条例改正に絡めての検討はしておりません。

ただ、議員のほうからは以前から、低所得者の保険料の軽減について、生活困窮者の減免について御意見をいただいているところの中では研究をしているところではございますが、今回については、令和元年度、それから来年度、実際に国の制度としての保険料の軽減が実施されるように見えてきましたので、この状況を見ながら、高齢者の福祉についての施策が

いろいろございますので、その状況も総合的に検討しながら研究をしていきたいということで考えておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

以前から私も要求をしてきて、総合的に考えていきたいということですが、こういうふうには、本来、高齢者の方々の生活を守るべきものが脅かすような状況になっているという点ではあるんだろうと思います。そういうところをどうするのかというのが、今回、提案理由にもありましたように、低所得者の保険料軽減の強化の拡充ですから、そういう部分を考えれば、国の施策としてはわかりますけれども、当然、自治体としてどうすべきかということを考える時期に来ているんだろうと思いますので、そういうこともぜひ考えていただくことを申し述べておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○16番（三角真弓君）

これだけの軽減措置を図られるということは非常にありがたいと思っております。基準額が今6千円になっておりますけれども、今後の考え方として基準額は6千円という認識を持っていいのかという点を1点お願いしたいと思います。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

介護保険料の基準月額ですが、これは介護保険の給付の見込みを介護保険事業計画の中で3年ごとに計画を立てるようになっておりまして、現在は第7期の2年度目ということになります。

今6千円でいいのかということでしたけれども、その基準月額については3年ごとの見直しで変わっていきます。

○16番（三角真弓君）

介護保険料は3年ごとに上がっておりますので、そういう中でこれだけの減免があるということは非常によかったと私は認識をしております。ただ、考え方として、基準額に影響するということはないということで、基準額としてはあくまでも八女市は6千円でいいということですね。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

基準月額については7期の期間では6千円ということで、それは変更ございません。

○12番（服部良一君）

いろいろと聞いていただきましたので、聞くことはなくなりましたが、1点だけですね。

低所得者の基準がいろいろあると思います。この案件に関してはどのあたりを基準にして

あるんですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

介護保険料は所得ごとに保険料の基準額の段階が決められております。その中で、今回の低所得者ということでは、その中の第1段階から第3段階までの世帯非課税の方になります。

○12番（服部良一君）

ちょっと意味がわかりませんでしたので、もう一回よかですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

低所得者の対象者はどういう方かということかと思えますけれども、非課税の世帯の方が対象者になります。住民税の非課税世帯として介護保険料の段階を決める部分がありますので、その第1段階から第3段階までは世帯全員が非課税の方という世帯になりますので、そういう方についての介護保険料の段階の方です。

○12番（服部良一君）

わかったようでちょっとわからんのですが、金額的に所得額はどれぐらいが基準になっておるのかですね。

それから、1人、あるいは2人住まいとかあるでしょう。そういうこともこれだけでは私たちはわからんわけですよ。そのあたりも説明していただきたいと思います。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

第1段階につきましては、先ほど申しましたように本人及び世帯全員が市民税の非課税で、課税年金収入額と合計所得金額等の合計が800千円以下の方。

第2段階につきましては、同じく市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額等の合計が800千円を超えて1,200千円以下の方。

第3段階につきましては、同じく市民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額との合計が1,200千円を超える方になります。

○12番（服部良一君）

よくわからなかったんですけど、またこれはいろいろ私たちも勉強していきますけれども、仕組みとしては低所得者の方たちのためになっておりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決しました。
議案第37号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。
本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。
議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

二、三お尋ねしますけれども、これを見る限り、改正前は「識見を有する者」という文言が入っていますけれども、今度の改正では「代表監査委員」、あるいは「代表監査委員以外の監査委員」ということで、「識見」という言葉がこの中に入っていない。

提案の中では、識見を有する者がこの人たちだということはわかりますけれども、条例上、これだけ見ても、ちょっと識見を有する人がいないような感じを受けますけれども、その点はどのように理解したらよろしいか、お尋ねします。

○監査事務局長（金納恵理君）

お答えいたします。

3月定例会におきまして、議員のうちから選任されないという条例改正がっております。したがって、識見監査委員が2名となっております。地方自治法の中で、識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならないとなっております。ですので、お一人が代表監査委員、もうお一人が代表監査委員以外の監査委員となっております。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

それから、今の提案理由の説明の中で、元市の職員さんという説明でしたけれども、地方自治法によりますと、少なくとも1人減じた人数等が地方公共団体の職員で政令で定める者——職員であった者は2名はだめですよという規定だろうと思います。1名はこのように元職員さん、もう一人の現在の代表監査委員さんは元職員さんではないのかどうか、ちょっと確認をします。

○監査事務局長（金納恵理君）

お答えいたします。

現在の監査委員さんは市の職員ではございません。

○17番（森 茂生君）

わかりました。法律どおりになっていますので、いいんですけれども、とにかく忙しいという話をしょっちゅう聞きますけれども、活動日数をよかったらお知らせ願いたいと思います。

○監査事務局長（金納恵理君）

平成30年度の実績で申し上げますと、代表監査委員が147日、議選監査委員が90日となっております。

○17番（森 茂生君）

済みません、月に直すと大体どのくらいになりますか、ちょっとこれじゃびんときませんので。20日程度になりますか。

○監査事務局長（金納恵理君）

月にいたしますと、代表監査委員が約10日ほどになります。議員の監査委員につきましては7日ぐらいになるかと思います。

○17番（森 茂生君）

わかりました。私は20日程度出ているのかなと思っていましたので、それはいいんですけども。

もう一点だけお尋ねしますが、識見を有する者のうちから常勤とすることができるとなっています。常勤を考えられたかどうか、お尋ねします。

○監査事務局長（金納恵理君）

常勤は考えておりません。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○10番（牛島孝之君）

現行の場合、議会選出者、月額36千円と。改正案で、代表監査委員以外の監査委員、月額155千円となっております。この155千円は近傍の市町村、こういうふうになっているところの金額と合わせられているのか、この155千円の根拠をまずお願いいたします。

○監査事務局長（金納恵理君）

まず、この根拠につきましては、県内の監査委員の状況を見て御判断されたものでございます。

○10番（牛島孝之君）

八女市の場合は議会選出者が1名でしたけれども、近傍の筑後市、あるいはみやま市等々の情報を聞かれて、平均的な金額ということで155千円を出されたのか、そこら辺をお聞きします。

○監査事務局長（金納恵理君）

識見監査委員が2名いらっしゃる市及び近隣の市の状況を見て御判断されたものでございます。

○10番（牛島孝之君）

この金額というのが、今言われたように近傍の市あたりの監査委員の月額の平均なのか、あるいは八女市の場合にいろいろな委員さんがおられますけれども、それを参考にされたのか、そこら辺をお聞きします。

○監査事務局長（金納恵理君）

県内におきまして、識見監査委員さんがいらっしゃる市が3市ございます。そのうちの2市は政令市でございますので、1市を参考にいたしました。

それとまた、本市におきまして、先ほどおっしゃいましたように委員長と委員の割合、それから代表監査委員と代表監査委員以外の監査委員の報酬をされているところの割合等も参

考にさせていただきながら、総合的に御判断されております。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

幾つかポイントがあるかと思えますけれども、全て一つ一つ聞いていたのでは時間が——時間の都合上、お尋ねしませんけれども、先ほどの介護保険でもそうでしたが、もう少しわかりやすい資料は出せないものかと思えます。これを出てきた資料だけで判断するのは非常に至難のわざで、専門家でも出てきた資料だけではなかなかわかりづらいと思えます。ですから、もしできれば、もう少しわかりやすい資料を提出していただくよう、まず最初をお願いをしておきます。

それから、ふるさと納税が一つポイントになってきておりますけれども、今盛んに新聞なんかでも言われていますが、指定を取り消されたといひましようか、指定されていないところは東京都、それとあと、みやき町など4市町あるようですけれども、そこは指定をされなかったところに寄附しても、結局、寄附控除は受けられないということで理解をしますけれども、それでよろしかったでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、資料の件でございますが、改正概要をつけさせていただいておりますけれども、確

かにおっしゃるとおり、非常にわかりづらいとは思っておりますけれども、常にわかりやすくという思いでこの資料については作成をしているつもりでございます。ただ、税の改正につきましては、国の法律の改正に関連した税条例の一部を変更するというので、なかなかわかりづらいのかなとは思っております。

したがいまして、これからこういった概要をつくる際には、まず前段に、大もとの法律の改正がどのように変わっているのか要点を記載させていただきまして、さらに概要についてできるだけ今後わかりやすく作成していきたい、努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、ふるさと納税についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、指定をされなかった4自治体にふるさと納税で寄附をしても、寄附控除は受けられないということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この4自治体だけははっきりわかるんですけども、これは新聞ですけども、佐賀県唐津市など43自治体にとっては6月1日から9月30日までの期間限定となったようです。ですから、この4自治体だけならほとんどわかりますけれども、43自治体というのは、私もこれを見てびっくりしているんですけども、期間限定で、その時期に寄附をしても、結局、寄附控除を受けられないということになってしまうかと思えます。

ですから、知らずに寄附をしてもだめですので、そういう周知なんかはですね、できたばかりですので、皆さんにわかるように周知がされるものかどうか、そこら辺のところはどう考えていらっしゃるのか。あるいは、八女市でふるさと納税をされている方、八女市に在住しながらふるさと納税していらっしゃる方の金額なり、大枠でいいんですけども、もしわかればお知らせ願いたいと思えます。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えいたします。

ふるさと納税は総務大臣が指定をした自治体ということになっておりますけれども、それから除外をされた自治体に対してですが、これはちょっとまだはっきりわかりませんが、ふるさと納税のサイトからもしかしたら削除されるなり、そういった対応になるのかなとは考えておりますが、実際どのようになるかということについては、ちょっとまだ認識をしていないところでございます。

それから、次に御質問がありましたふるさと納税の寄附としていただいた金額、それから八女市の方が他の自治体にふるさと納税をされて寄附控除を受けられた件数等について申し上げたいと思えます。

このふるさと納税の事務自体については企画政策課のほうで行っておりますが、そちらのほうに確認をしたところ、平成30年度ベースで約7,300件の方からふるさと納税をいただいているということで、金額については約147,000千円ということです。

それから、八女市民の方が他自治体へふるさと納税をされた寄附金の控除の分でございますが、件数にして約700件で、控除額としては37,000千円程度でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

それから、次に行きますけれども、住宅ローン控除の拡充に伴う措置ということで、住宅ローンを、早い話が消費税対策の一環だろうと思っておりますけれども、3年間所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除する措置ということだろうと思っております。これが3年間延長されるというものだろうと思っておりますけれども、それでよろしかったですか。ちょっと確認します。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

ただいま森議員が御質問された分については、専決処分の分かと思っておりますけれども……

○議長（角田恵一君）

森議員、もう一回、質疑の確認をお願いします。

○17番（森 茂生君）

失礼しました。それは専決処分で終わっておるというのであれば、もう問題はありません。個人の住民税の非課税措置、これも専決の中に入っていましたか。そしたら、お尋ねします。

個人の住民税の非課税措置、子どもの貧困に対する、事実婚ではないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けている人が寡婦と一緒に非課税措置を講ずるということだろうと思っておりますけれども、ちょっと説明をお願いします。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えいたします。

ひとり親の非課税の範囲の拡大ということでございますけれども、これまで住民税の非課税区分が、しょうがい者、未成年者、寡婦の方についてのみ前年度の所得金額1,350千円以下でございますけれども、非課税の措置ということでなされておりましたけれども、今回この改正をお願いしている分につきましては、いわゆる婚姻歴のないひとり親についても、この非課税範囲の区分に入るといって拡大をされております。

この背景としましては、寡婦によるひとり親であっても、未婚のひとり親であっても、経

済的な状況については同じであるという趣旨のもとに、今回のこの改正がなされたものと認識をしているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

悪くなる改正ではありませんので、それはそれでいいんですけども、一つちょっと疑問に思いますのが、公営住宅やら保育料算定では、みなし条項で寡婦と同等の扱いをしているようですけれども、それについては今度の改正では全く触れていないということですかね。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

いわゆる料金等を算定する際に、みなし寡婦ということで控除した上で料金算定をしている他自治体を含めて、それは確かに私も聞いたことがございますが、税法上の控除については、このみなし寡婦というのは認められておりませんでした。今回からこの税法の改正により、税法上の寡婦控除を受けることができるということになってございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけ。軽自動車の環境に優しい自動車の特例措置の期間の延長、済みません、ちょっと説明をお願いします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今回、軽自動車税の改正が一番複雑になっております。少し前段から説明をさせていただきますと、今回の改正で環境性能割、それからグリーン化特例、この2本立ての改正になっております。

まず、環境性能割というのは何かと申しますと、もともと自動車を取得する際にかかる自動車取得税、これが消費税の増税に伴い廃止になって、それから環境性能割というものが新設をされたということでございます。この税率につきましては、軽自動車につきましては非課税と1%と2%の3段階がございますけれども、この税率についてはことし10月から来年9月末までに車を取得した場合については、それぞれ1%臨時的な軽減がなされるということでございます。

それからもう一つ、グリーン化特例の件でございますが、これは環境性能にすぐれた軽自動車であれば、初年度の課税のみ1カ年に限りなんですけれども、軽減の割合が75%、それから50%、25%と3段階に分かれて軽減がなされるというものでございます。この軽減につきましては令和3年度課税まで適用されますけれども、令和4年度からについては75%減額のみが残るということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

手元の資料では、電気自動車などに限定されますというくだりがあるんですけども、何でもかんでもではなく、ほぼ電気自動車のみということで理解してよろしいのでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

令和4年度、令和5年度の特例減額分については、電気自動車と天然ガス自動車、これだけが75%減額になるということで、その下の50%減額、25%減額については令和4年度からはなくなるということでございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

今回の建築工事で305,856千円ですけれども、ちょっと見ますと、ほかに電気工事、排水、空調、浄化槽もろもろあります。それと、造成工事も行われているようですけれども、全体として幾らぐらいかかるものなのか、これはいわゆる分割発注というんですかね、それぞれわかればお知らせ願いたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今回の北山保育所の工事に関しましては、建築工事、電気工事、機械工事の3本に分けて発注をしているところでございます。

請負金額につきましては、建築工事につきましてはこの契約のとおりでございます。電気工事が税抜きで36,000千円、機械工事が税抜きで37,800千円、合計で税込みの385,560千円となっております。

入札率につきましては、全体で95.5%となっているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

土地代とか造成代はこの中に含まれているんですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

土地の取得につきましては前年度行っております。造成及びグラウンド整備関係が今回の建築工事に入っているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

ちょっとあと1点だけ。建設業退職共済制度、いわゆる建退共ですけれども、以前はかなりやかましく言っていましたけれども、最近ちょっと言っていないので。この中に建退共の部分は入っているかないか、幾らぐらいになっているか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

建退共の分の負担については入っております。ただ、申しわけございません、金額についてはちょっときょうお持ちしておりませんので、御了承願いたいと思います。

○17番（森 茂生君）

当然入っているというなら、請け負われた方にはその分も既に行くわけですので、問題は、以前申し上げていましたとおり、末端の労働者まで確実に行くか、行かないかです。問題はこれだけですけれども、そのような確認はされるつもりなのか、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

建退共につきましては、契約時の提出書類の中でその証書で確認をさせていただいて、それについての証書の確認を必ずいたしますので、それでもって確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

確認をしているというのであれば、それでいいんですけども、もう一点だけ。

下請があるかどうか、ちょっとわかりませんが、下請に出された場合、下請業者の労働者も当然適用できるわけですけども、本請、下請というんですかね、そこまで確認されているかどうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

今回につきましては分割発注でございます。それぞれ専門業者がそれぞれの工事で張りついておりますので、現時点では下請業者については把握しておりません。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
議案第42号 令和元年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）を
議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（松崎辰義君）

毎回質問をしておりますので、なるべく簡潔にしたいと思いますけれども、まず今回、滞納状況の原因を見ますと、転退職による収入減というのが6件です。ところが、本人死亡というところが22件あって、これは以前申し上げまして、本人死亡の内訳も要るんじゃないかということで今回きちんと出していただいておりますので、これは助かりましたけれども、それとあわせると、実際には6件と22件の28件の方がこういう状況にあるんだということで、今後、こういう方の返済というのが非常に厳しい状況にあるのではないかなと思っておりますけれども、今後の見通しとしてどのように考えておられるのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

御説明申し上げます。

かなり高齢化もしていらっしゃるということも含まれております。弁済計画を出していただいたところもありますけれども、家庭訪問等、個別に家庭の状況をお伺いしながら、住宅新築資金の償還推進助成事業、この適用を踏まえて債権の整理に努めてまいりたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

実際に本当に厳しい状況の中で、償還推進助成事業ですか、これで平成29年度は5件、7,829,689円の返済がっております。平成30年度はゼロということになっておりますけれ

ども、これについては当然そういう部分では努力されたんだろうと思います。以前も申し上げましたように、どういうふうにこういう返済が進んできたのかということでは、さっき課長も答弁されたように、本人との対話でそういったものいかに乗せていくかということだろろうと思いますけれども、今回全くなかったというのは、結果的にそういうのに乗せることができなかったということなんでしょうか。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

そういう状況になるケースがなかったということでございます。

○21番（松崎辰義君）

以前も申し上げましたように、一定のハードルがあるわけですから、それをクリアしないとかこういう事業に乗せられないということでは、これの一つはやっぱり国がこういう制度をつくったことにも責任はあるということで、国に対してハードルをもう少し下げてもらおうような要請をすべきじゃないかということも申し上げてきましたけれども、その点は今どのようにされているのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

国とか県は、法律相談とかを年に2回、それから担当者研修も開いていただいて、それから担当の弁護士の先生もこれをしていただいて、随時相談を受けられている状況ということでございますので、その制度にのっとってなるべく早い償還を目指したいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

いや、私が言っているのは、もう少しハードルを下げてもらうように国に要請すべきではないかと。市長会とか、いろんなものを通じて、実際にこの問題は八女市だけじゃなくて全国的に随分あるわけですよ。ですから、そういうことを考えれば、そういったことについて国に対してもう少しハードルを下げてもらって、そういう事業に乗せられるように要請をすべきではないかということをお願いしているんですが、その点はどうですか。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

国に対してどういう形で要望するかということで、また検討させていただきたいと思いません。

○21番（松崎辰義君）

先ほども言いましたように、こういう部分で困っている自治体は非常に多いわけですので、市長会とかでぜひそういった意見も上げてほしいと思っておりますが、市長はどのようにお考えか、お願いします。

○議長（角田恵一君）

市長のほうに、市長会での要請はどう考えてあるかという質問なんですけど。

○市長（三田村統之君）

県の市長会では、さまざまな課題について毎年各市から要望がありました事項について国に要望書を提出いたしております。ただ、この件について要望書が入っているかどうかというのは、ちょっと私も定かじゃありませんので、また後ほどそれは松崎議員に報告をしたいと思っております。

おっしゃるように、国が制度として行ってきたことでございますし、また、延滞している方々についても非常に厳しいそれぞれの状況があるわけでございますので、できるだけそういう方向で進めなきゃならないと思いますが、時間がかかる、そしてまた国の対応も求めている、そういう両面で進めていかなきゃいかんだろうと思っております。

○21番（松崎辰義君）

滞納が34件、25人ということで、20件の方は償還中ということですので、こういう方たちの思いもあるだろうと思えますし、やっぱり公平的に考えるときに、いかに返していただくか、ただ、状況を見れば無理にはできない。そういうところで、今後どうするかというところでは、やっぱりこういう償還推進助成事業にいかに乗せるかが一つの鍵になってきているんじゃないかなと思うわけです。

金額的にも1億円程度まで下がってきておりますし、これを何とかしなければならぬ大きな課題となっておりますので、いかにそういう事業に乗せていくか、そのためには国のハードルをやっぱり下げていくしかないと思っておりますので、そういう要請は今後されていきますか。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

市長会等の要望書の文面にも、その旨がわかりやすくできるように調整をしてみたいと考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○8番（高橋信広君）

私は数値のほうをお聞きいたしますが、議案第42号、資料の中の貸し付け件数290件、償還完了236件ということは54件ですが、そのうちの残が今34件、あと20件というのは不納欠損額の中に入っている20件と理解してよろしいでしょうか。

○議長（角田恵一君）

質問の趣旨はわかりましたか。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

済みません、もう一度よろしいですか。

○8番（高橋信広君）

資料の中の表の2番目ですね、貸し付け件数が290件ありますね。その中の償還完了は236

件とあります。ということは、差し引き54件が残っていますが、今現在34件、20件というのはどういうことなのか、これを教えていただきたいということです。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

大変失礼しました。

残り20件のうちに18件が不納欠損いたした分、それから2件が償還中ということになります。

○8番（高橋信広君）

それから、ここの滞納状況の中の住宅取得のための借金過多2件、お一人ですけど、これがゼロですね、入っていません。それから、3行目の本人の病気・怪我、これもお二人で2件と。この2件が前年ゼロということになっています。これは見通しが立たないということでしょうか。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

御本人さんの状況でございますので、あとは連帯保証人さんとお話をさせていただくということになります。

○8番（高橋信広君）

最後もう一つ、破産がお一人300千円入っていますが、これは毎年300千円という決まったお金が入ってくるのかどうか、これをお聞きします。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

この方は連帯保証人さんから弁済計画をいただいております、平成30年度は年間で300千円の計画をしていただいております。ただ、それは毎年300千円ということではございません。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定に――失礼しました。

○16番（三角真弓君）

こちらを議長が見ていらっしゃらなかったもので、手を挙げておりました。

このことに対して、職員さんは年間延べ何件ぐらいの家庭訪問なりを行われているのか、直近のでよろしいです。

○人権・同和政策課長（橋本秀樹君）

昨年度は、債権者、それから連帯保証人19名に対しまして52回の訪問をさせていただいているところでございます。

○16番（三角真弓君）

その回数が多いか少ないかはわかりませんが、財政課長にお尋ねします。

市長がおっしゃるように国・県の動向を見ながらということで、これが将来的に半永久的に続いていくのか、ましてや、死亡してある方もいらっしゃいます。市として、この部分を抱えたままの財政の中で、将来、例えばこれを不納欠損で処理してしまう、そうなった場合、財政としては財政運営にかなりのマイナスという状況になっていくのか。それとも、さっきおっしゃるように訪問が五十数回ですね、その中での職員さんの努力、時間外等も含めながら、それを総合的に考えた場合、今後どのように財政課としては考えていかれるのか、お尋ねいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

この事業につきましては、現在のところはこの事業の回収には努めていかなければならないということで考えておりますので、具体的には回収に向けて行動に移していただいて、実践を積み重ねていただいて、少しでも償還をしていただくような努力をしていただきたいと思います。今のところは考えております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

回収に当たりまして、職員プラス民間のそういう方の利用を今後考えながら、そういうことも考慮しながら回収に当たっていただくこと、また、行っても行ってもやはり会えない、ましてや亡くなっている方、それをたどって親戚とか子どもさんとか、いろんなところまで行かれる、そういった労力を考えたとき、本当にこの問題というのは国がどうかということよりも、今、八女市にとってどうしていくかということが非常に大事だと思っていますので、職員プラスそういう民間の力をかりて、少しでも前進できていけばと思っています。これは要望として終わります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

私の先ほど発言について取り消しをさせていただきます。

「質疑を終結します」という発言については取り消しをさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

令和元年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について反対の立場から討論を行います。

毎回言っていますように、借りたものは返すというのが原則です。ただ、非常に厳しい中で、職員の方も苦勞しながら、また一生懸命やられていることはよくわかっておりますけれども、やっぱり滞納がいまだに1億円あるということは問題があると思いますので、反対の立場を表明して、討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

選任の過程について、何名か候補者がおられたのか、その中から選ばれたのか、この方だけだったのか、どのような選任をされたのか、お聞きします。

○総務部長（原 亮一君）

市長部局の所管といたしまして、お答えさせていただきます。

人事案件につきましては、市長のほうから該当者について選任をいただいているところでございます。監査委員につきましては、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理等に精通された方、そういう方について選任をいただいたものと存じているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○10番（牛島孝之君）

その選任について、どこからか候補者を出すのか、それとも――要するに決め方ですよ。どのような選任をされたのか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

選任をする場合に、いろんな分野から検討して人名を挙げて、その中から選ぶということはやっておりません。ただ、私どもは人選をする協議の中で、こういう方は経験も豊富であ

るし、行政経験もあるから、ぜひこういう方をお願いしたらどうかということから、そこで決定をして、実は御本人にお話をするという形で、人選をするとか、そういうことでこの監査委員というのを決めているわけではありませんし、また、個人の名前を出すわけにもいきませんし、どういう人が協議の中で候補になったかということ、それを申し上げることも差し控えなきゃならんことだと思いますので、その点はひとつ御理解いただきたい。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和元年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会臨時議長 寺 尾 高 良

八女市議会議員 高 山 正 信

八女市議会議員 松 崎 辰 義